

令和7年度第2回八王子市障害者地域自立支援協議会 全体会 要点録

1. 日時 令和7年（2025年）9月3日（水曜）14：00～16：10

2. 会場 八王子市役所 801 802 会議室

3. 出席者（順不同、敬称略）

・委員 23名

塚田芳昭、矢嶋里絵、光岡芳宏、松尾隆司、沢田哲也、緒方葉奈、中島美穂子、高寄瑞貴
山川徹、有賀豊、根岸京、氏平啓子、土居幸仁、夢田靖史、宮川純、宮本一郎、田丸俊彦
百瀬慎、恒川礼子、竹内和美、井出勲、尾川幸次、土屋由美

・事務局（市）

櫻田ひかり、長井優治、小林暁、小林遼平、金子正明、米かおり、塩澤紀子、花坂健介

・その他 支援者、事務補助員等の入室あり

※会議：公開、傍聴なし

4. 次第

（1）日中活動支援型グループホームの設立について

（2）八王子市障害者計画（第4章）・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
（第5章）のモニタリングの報告について

（3）その他

5. 資料

【資料1】事業計画書（実績報告書） 日中サービス支援型指定共同生活援助

【資料2-1】八王子市障害者計画モニタリング調査票（第4章）

【資料2-2】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画モニタリング調査票（第5章）

【資料2-3】モニタリング事前質問回答

【資料3】自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題

【資料4】日常生活用具「屋内移動設備」の改正について

【参考資料】みまもりあいアプリチラシ

6. 内容

（1）日中活動支援型グループホームの設立について

【事務局より説明】

・八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱第2条6号において、日中サービス支援型グループホームに関するについて協議する、と定めている。

・今回は新設案件が1件ある。

・昨年度、事業報告書の様式を見直すという話があったが、昨年度と同じ様式を使用する。
様式について、日中サービス支援型グループホームの支援体制や地域との連携方法等の報告について、どうすればより簡素化、分かりやすくできるかと、事業者指定担当内で検討している最中。そこで、令和 8 年度から新様式でスタートしたいと考えている。

【事業所担当者から説明】

概要

・従来の施設では対応が難しい方々の支援を目的とし、地域との連携を重視。

人員体制

- ・人員配置区分：1 型、5 対 1 を予定。
- ・配置予定職員：管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、世話人 5 名、生活支援員 5 名
夜間支援員 5 名（巡回・排泄・救急対応）
- ・資格保有者：介護福祉士 2 名、実務者研修修了者 2 名、ヘルパー 1 名
強度行動障害支援者（基礎研修修了）3 名、（実践研修修了）2 名
- ・看護師の常駐なし（訪問看護で対応）

支援内容

- ・基本方針：本人の意思・希望を尊重した個別支援
利用者の力を活かし、必要な場面で必要な支援を提供
地域との連携を重視し、孤立を防ぐ
- ・日中支援：常勤職員 2 名配置
散歩、通院同行、買い物、外出、レクリエーション、移動支援、行動援護等
個別支援計画に基づく支援（服薬・金銭管理等）
ボランティアによるリトミック、歌、演劇等も導入予定

地域との関わり

- ・地域の祭り（町祭り、秋祭り、恩方マルシェ）や防災訓練、清掃活動等に参加
- ・地域住民との自然な交流（挨拶・会話）を通じて信頼関係を構築
- ・地域連携推進協議会の開催
- ・八王子市グループホーム連絡会への参加希望

健康管理

- ・毎日のバイタルチェック、服薬・食事・排泄・睡眠の見守り
- ・訪問看護ステーションと連携し、定期的な看護師訪問
- ・訪問診療・訪問看護により重度障害者も安心して生活可能
- ・緊急時対応マニュアルを整備し、職員が迅速に対応できる体制
- ・24 時間対応の訪問看護体制を構築予定

食事

- ・手作りの食事を週 2～3 回提供、その後は業者を活用
- ・栄養士を雇用し、年齢・性別・活動量に応じた献立を作成

- ・朝・昼・夕の3食を提供

設備・運営の特色

- ・全室個室でプライバシーを確保
- ・バリアフリー対応（玄関・トイレ・浴室）
- ・広めのリビングで交流可能
- ・防犯カメラ設置で安心安全な生活環境を提供

利用者情報

- ・平均支援区分：区分5（区分4・5・6が各3名）
- ・障害特性に応じた受け入れ（強度行動障害・身体障害含む）
- ・利用者のうち80%は八王子市在住者の予定
- ・利用者9名のうち、通所3名、日中ホーム滞在6名

今後の展望

- ・見学希望者：25名（うち11名は見学日程確定）
- ・内覧会を9月に2回開催予定（関係機関へDMで告知）
- ・ユニットA（1階）が定員に達し次第、ユニットB（2階）を増設予定
- ・外部事業者を招聘し職員研修を実施し、職員のスキルアップを図る
- ・福祉団体の会合・勉強会・研修会への参加を通じて支援の質を向上させる

【質問・意見等】

委員	株式会社チタンのホームページに福祉関係事業が掲載されていなかった。同住所で株式会社スマイルを確認した。また、日野市万願寺に所在する共同生活援助スマイルホームだが、ホームページを確認すると運営会社に株式会社の記載がない。すでに経営しているグループホームというのは、日野市万願寺にあるスマイルホームのことか。であれば、運営会社は株式会社チタンではなく、株式会社スマイルだと思うが。
チタン	グループホームを運営しているのは株式会社チタン、事業所名がスマイルホームである。オリーブハウスも株式会社チタンが開所する。株式会社スマイルは、弊社の訪問看護ステーションのこと。事業所は日野と府中にある。ホームページに関しては大変申し訳ない。スマイルホームのホームページ同様、オリーブハウスのものを現在作成している。
委員	スマイルホームは、2022年4月6日に株式会社スマイルからスマイルホームに名称変更ということによろしいか。スマイルホームのホームページを見ると、運営会社はなく運営団体スマイルホームと書いてある。これはどこがやっているのか。
チタン	日中支援型グループホームを申請されるが、ノウハウ等どこから得たものをベースにされているのか。
委員	スマイルホームはグループホームの名前であり事業所名である。日中支援型グループホームをスマイルホームでやっている。
チタン	定員49名とあるが、グループホーム数とユニット数を教えていただきたい。また、スマイルホームからオリーブハウスに移る方はいるのか。
チタン	現在8棟のユニットがある。スマイルホームに入居されている方は極力そのまま、オリーブハウスは新たに入居される方と考えている。しかし、年齢や身体状況等で既存のグループホームでは見られない状態になった場合、日

委員	中支援型で受けられるようにしていきたいと考えている。 報告様式について、初めに事務局から見直しを進めていくと説明があった。事業計画の説明を受けたが、表題には実績報告書とカッコ書きされている。実績報告書と表示するのは誤りではないか。
事務局	今後、日中支援型グループホームについて事業報告があるときは実績報告書となるが、現時点では事業計画書と表示されるべきであり、実績報告書という言葉に記載することについて、説明をお願いしたい。 ご指摘いただいたとおりだと思う。事業計画書と実績報告書を兼ねている様式であり、現在は従来からのものを使っている。今回、新設の事業計画であり、事業計画書も本来あるべき様式になっていないといけない。第3回全体会では例年どおり実績報告をさせていただくが、答えなければならない項目は変わらないといけないと考えている。 新設時には、お話いただく様式に変えたいということ、実績報告はしっかりした報告ができ、自立支援協議会でご助言いただいた内容に対し、どう向き合っているかと記載いただけるような様式に変更したいと考えている。
委員 チタン 委員	開所日を教えて欲しい。 開所予定日は10月1日を考えている。 夜間支援体制の夜間支援員5人と書かれているが、毎晩5人いるのか。また、緊急時には近隣の職員がすぐに施設に集まれるようなマニュアルを作成し、いつでも対応できるようにしているとあるが、下恩方に住んでいる支援員や世話人が集まるということではよろしいか。近くに住んでいる社員は、夜勤でなくても夜間対応する体制になるのか。緊急時とはどういうものを想定しているのか。
チタン	夜間支援体制の夜間支援員は5人ではなく2人の誤りである。 八王子の近くに居住している社員が集まる形を取りたい。また、夜間は緊急時のみ。社用携帯で連絡が取れる体制を取る。持病等による夜中の体調急変時は救急車を呼び対応するが、職員が行かなければならないこともあるため、社員が行けるよう体制整備を図る。
委員	日野市のスマイルホーム利用者に対応したことがある。スマイルホームは、重度の方も受け入れ、食事を作っているイメージがある。また、自社に訪問看護ステーションがあり、人によっては週5の利用等、多く利用しているイメージがある。日野市や府中市の自社の訪問看護ステーションの利用率、何割の方が利用されているのか。
チタン	スマイルホームは日野市万願寺のイメージがあるが、八王子市で開設する理由を教えてください。 株式会社スマイルが訪問看護ステーションを運営している。自社で行っているため、夜間帯でも見ることができ、夜勤の社員も安心できる。おおよそ6割から7割位の利用がある。医療連携しており、体調管理、持病がある方への助言等、色々な形でやっており、ほとんどの方に健康チェックをしている。
委員	八王子市という地域は市域が大きく充実している。自社のグループホームが日野市にあり、八王子市の関係機関の方たちとも連絡を取り合う等、連携が図れている。八王子市の環境も含め最適な地域ではないかと選ばせていただいた。 計画書を見た感想だが、プライバシー保護やバリアフリーは当たり前のことであり、わざわざ書かせるものではない。私達はこうしているというものが前面に出るような書類の作成をお願いしたい。 恩方は以前、台風等の災害があった地域だと記憶している。防災訓練に参加すると記載があるが、災害時にホームの中の対策やマニュアル等はどうな

チタン	っているのか。お聞かせいただきたい。 これからにはなるが、BCPを始め色々な計画を立てている。オリーブハウスは人数が多く、災害時の避難方法、避難の有無について計画を立てていく。具体的にまだ出来ていないので、今後しっかり作っていきたい。
委員 チタン	日中活動や余暇活動を支援しながら食事を作る職員は、常時2名対応か。基本的に最低常時2名対応である。夕方や朝の時間帯は、日勤と夜勤の職員が重なっている。夜勤の職員が食事を作り、日勤の職員は日中支援を行う。

(2) 八王子市障害者計画(第4章)・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

(第5章)のモニタリングの報告について

【事務局より説明】

説明の流れ

- ・モニタリング方法の概要説明
- ・事前質問の主な内容の説明
- ・地域課題(資料3)について塚田会長より後ほど補足説明

モニタリング評価の変更点

・評価基準について、前回までのA B C Dが分かりにくい(A:9割以上、B:7割以上等)という意見が、市役所他所管や一部の委員から挙がったため、今回から下記の通り内容を変更した。

- A:計画以上
- B:計画通り
- C:計画より下回った(一部遅れ)
- D:実施できなかった

評価単位の変更

- ・取組192項目 → 施策70項目に集約した。
- ・6年度の全体会で意見のあった、他市協議会等による外部評価は実施しない。(八王子市の状況を理解していないため)

評価の考え方

- ・6年度は6年計画の初年度であり、評価が難しかった。
- ・数値目標がない項目は感覚的な評価になってしまう。
- ・現状欄で「十分でない」等の表現は、施策の評価基準が不明確であった。
- ・今回の評価においての課題は、次回計画策定時の改善点として参考にする。

今後の見直しについて

- ・8年度の間見直しでは大幅な改定は予定していない。
- ・第5章の数値見込みは11年度まで延長予定である。
- ・その他の章は必要に応じて部分修正する。
- ・外部委託調査や計画策定部会の設置は未定である。
- ・社会福祉審議会での報告は実施する。

【塚田会長より説明】

自立支援協議会の各部会で抽出した主な地域課題（障害者計画第 4 章にある柱ごとにまとめた）について説明。

柱 1：一人ひとりに応じた適切な支援

- ・地域生活支援拠点の支援体制が不十分であり、必要な時に支援が提供できない事態が懸念される。
- ・計画相談事業所の人員不足と経営不安定により、ケアマネジメントの充実が困難である。
- ・ライフステージ移行時に制度の切れ目が生じ、継続的支援が途切れる事例がある。

柱 2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

- ・重度化・高齢化に対応する施設が不足し、退院の妨げになっている。
- ・医療と福祉の連携体制が不十分であり、連携人材の育成が必要である。
- ・在宅レスパイトの提供体制が不備であり、家族の休息が確保できない。
- ・ヘルパー不足が深刻であり、短時間・行動障害・医療的ケア児への対応が困難である。
- ・ガイドヘルパー不足により、特に休日のサービス利用が制限されている。
- ・短期入所の利用が困難であり、受け入れ方法の工夫が求められる。
- ・圏域ごとのサービス偏在があり、地域特性に合った体制整備が必要である。

柱 3：地域で支えあい、活躍できる環境整備

- ・障害者雇用率引き上げ等の影響により、就労支援の質と継続性が課題となっている。
- ・重度訪問介護が就労・修学中に利用できず、社会参加が制限されている。

柱 4：地域で支えあい、活躍できる環境整備（継続）

- ・虐待・差別・家庭事情のグレーゾーンに対応する機関が不明確である。
- ・「わかこま号」廃止により、重度障害者の移動支援が不安定となっている。
- ・障害理解促進の条例が市民に周知されておらず、合理的配慮の実践が進んでいない。

柱 5：質の高い生活環境の提供

- ・福祉人材の確保が困難であり、施策全体の基盤が揺らいでいる。
- ・グループホームの受け入れ制限や契約条件の不統一、高齢化対応が課題である。

【事務局より資料 2-3（事前質問）説明】

- ・何点か抽出し補足説明。

質問No.1：基幹相談支援センターの活動状況

- ・令和 7 年 4 月から開始、まだ手探りの段階ではあるが、短期間でも多くの活動があり、着実に進展している。
- ・4～7 月の活動実績と今後の予定を回答欄に記載している。
- ・よりよいものとしていくための助言をいただきたい。

質問No.4：重度障害児対象の補助制度

- ・4 年度開始の補助金交付事業について、6 年度の変更点を回答。
- ・補助要件は都度見直しし、充実を図っている。

- ・受け入れ施設のあり方については、引き続き検討が必要。

質問No.5：同行援護と移動支援の評価方法

- ・委員指摘の通りに評価を分けるには、施策の分離が必要。
- ・中間見直しでは大幅な改定は予定しておらず、次回計画策定時に議論が必要である。
- ・計画策定は社会福祉審議会の部会で行われるため、協議会意見として提出する形となる。

質問No.11 及び 12：バリアフリー施策（施策 61）

- ・読書バリアフリー法及び手話通訳に関する質問。
- ・デジタル技術の活用等、今後の可能性は大きいですが、予算面の制約があり即時対応は困難である。

質問No.13 及び 14：防災関連施策（施策 63 及び 64）

- ・福祉政策課及び高齢者福祉課が担当する部分となる。
- ・災害対応は喫緊の課題であり、関係者と意見交換を進めている。
- ・現状では整備が十分でないが、個別避難計画の作成等、前進している。

【質疑応答】

委員	新規事業の立ち上げが難しいことは分かるが、八王子市における施設やサービスの偏在について、何か考えていることはあるか。
事務局	障害者施設整備方針に基づき、優先的に誘導すべき施設を列挙しているが、現状では市の表明にとどまり、具体的な誘導には至っていない。
	令和 6 年度の報酬改定により、障害者総合支援法の一部事業所への市の考え方の伝達方法が見直されており、今後は法律に基づいた条件を指定時に付す方向で検討している。
	八王子市では駅周辺に施設が集中する傾向があり、6 圏域（東部・東南部・西部・北部・西南部・中央部）においても中央部への偏在が見られる。事業所指定時に地域偏在の状況を共有し、特定地域への誘導を事前協議で進める可能性も考えられる。計画の中間見直しに向けて、サービス量の地域差や偏在の実態を把握し、事業者指定権限を活用した誘導施策の強化を検討しているが、現時点では構想段階であり、方針が変わる可能性がある。
委員	権利擁護部会では市民向けに研修を実施しているが、十分に浸透していない状況である。社会に対して「障害者を理解してほしい」とする研修は多く存在するが、当事者側への研修はほとんど行われていない。一部の視覚障害者が、駅での声かけに対して否定的な反応を示す事例があり、当事者側の理解と対応力の向上が求められている。権利擁護部会において、当事者研修の必要性についても検討を進めて欲しい。
	読書バリアフリー法が 2019 年 6 月に施行されている。回答欄に図書館課のものしか入っていない。障害者福祉課の読書バリアフリー法に対する認識と今後の考え方を教えていただきたい。

委員	当事者への普及啓発も必要だと思っている。社会モデルや合理的配慮の理解促進のため、事業者向けにサポーター養成講座を開催している。各グループに当事者をファシリテーターとして配置して、今後はその養成を進め、開催回数の増加を図る。養成講座は当事者の理解促進と意見収集の場としても機能している。虐待防止法に基づく研修は従事者向けのみであるが、当事者向け研修の必要性を認識している。サポーター養成講座を含め、八王子市全域での普及活動の拡充が今後の課題である。
事務局	読書バリアフリー法の内容について、今回、図書館課が答えている。この計画を作る中で障害者福祉課も意見を述べているので、引き続き皆様の意見を代弁する形で意見を述べ、計画を推進していく。
委員	読書バリアフリー法がどういうものとお考えか。視覚障害者や知的障害者、墨字を読めない、本が読めない方に対して、図書館課からこのような回答をしてきているかと思うが、読書バリアフリー法は本だけではない。
事務局	行政でできることについての回答になっているが、実際に色々な内容があることは承知している。具体的な進め方については、現時点でお伝えすることができず、図書館課の回答とさせていただいた。
委員	同じ質問になるが、障害者福祉課として読書バリアフリー法は本だけと捉えているということでもいいか。本だけなのかそうではないのか、それが今後の大きな展開に繋がっていく。
事務局	本だけではなく、環境も含めてであると理解している。
委員	環境も含めツール等の話になる。図書館課の回答しかないということは本のみと捉えた。障害者福祉課としてはどう捉えているか。
事務局	ご質問いただいた箇所に、障害者福祉課の考え方を追記する形でよろしいか。
委員	もう一度確認するが、障害者福祉課としては読書バリアフリー法を本だけと捉えているのか。本を読める環境やツール、そういったものを含めたことを考えているのか。
事務局	本だけとは捉えていない。
委員	読書バリアフリー法ができた経緯を考えると本だけではないため、障害者福祉課の意見や認識が知りたかった。図書館課の回答だけだと、本だけと捉えてしまう。障害者福祉課としての認識を教えて欲しい。八王子市としての読書バリアフリー法についてどう考えているのか。
事務局	繰り返しになるが、本だけと捉えているわけではなく、情報をどういう形で保証するのか。仕組みを含めての話かと思っている。 ※会議後、内容を確認し相互理解した。
委員	資料２の２に手話通訳協力者登録数が書かれている。数字だけ見ると多くいると思うが、実活動者はこの通りではない。社会状況を見ると、少子高

	齢化が進んでいる。協力者も同じく高齢化が進んでいる。若い人が登録者にならない。また、手話通訳協力者でも他の仕事を持っている人が増えてきており、割合も以前と比べ高くなっている。 評価方法について、数字だけではなく、昼間活動できる人数と昼間以外活動できる人数に分けて書いていただくと、昼間活動できる人数が少ないことがはっきり分かる。そういう見方、評価の仕方也需要。 手話通訳協力者、要約筆記協力者だけではなく、視覚障害者の同行援護者、その他介助者、支援者についても同じことが言える。これから少子高齢化が進み、仕事を持つ人が増えていく状況の中で、そういうことを考えた上で評価し直した方がいい。
委員	情報提供だが、昨日、東京都障害者差別解消支援地域協議会が開催された。その中で、この問題は大きく取り上げられおり、部会長の東洋大学の川内先生は派遣にあたり費用負担を気にされていた。以前、私がイベントをやった際に社協に通訳依頼をした。1 か月半から 2 か月位前に予約しないと受けられないと言われ、手話通訳者の派遣のハードルの高さを感じた。昨日は東京手話通訳者等派遣センターから 2 名が派遣されていたが、地域間格差があることが分かった。先程、視覚障害者のガイドヘルパーの話があったが、是正していかなければならない問題かと思ったので発言した。
事務局	手話通訳協力者の人数について、我々も十分足りているとは考えていない。毎年、手話講習会を実施し登録者を増やしているが、新規登録する方がいる一方、辞めてしまう方もいる。登録者数としては横ばいになってしまっている状況がある。評価方法について、計画上見込み値を設定している。必要があれば次回計画策定時に変える形になる。
委員	補足として実体を書き入れてはどうか。また事前質問の中で、手話講習会で落選した人がいるとあった。この対策は何か考えているのか。
事務局	手話講習会は、心身障害者福祉センターと市内 3 か所の保健福祉センターで開催している。多くの方が受講しやすいよう、レベルや曜日、時間帯を分け開催している。働いている方が学びやすい夜クラスは人気のため抽選になる。会場の都合や講師の指導方法があり、増やすことは簡単にできない。
委員	人口減少は明らかであり、IT の活用をどれだけ準備できていけるか。これから成人する世代に向けた準備を総合的に考えていかないといけない。例えば、日常生活用具貸与事業において視覚障害者に対するスマホ貸与は対象外という現状の制度がある。制度の枠を超え、IT の活用を準備していけるといいのでは。
委員	事前質問の第 4 章質問 10 について。権利擁護部会では先日のサポーター養成講座に、学生に参加してもらいたいと障害者福祉課から学園都市文化課大学コンソーシアムに声をかけたが、いい返事はなかった。各福祉事業では、

委員	学生のボランティア参加が少ないことが課題になっている。福祉施設と学園都市文化課との接点がないため、障害者福祉課を通じ福祉現場と学園都市文化課を繋いでいただけるとありがたい。 事前質問の第5章質問7について。施設入所支援の待機者数は、市が把握している数字になるのか、東京都が把握している数字になるのか。 学生を取り込むことは、福祉だけではなく色々なところがうまくいっていない。大学コンソーシアムの会議に私どもの職員も入り、学生のボランティア活動をはじめとする市民活動への参画を働きかけている。大学コンソーシアムは大学間の連絡調整という状態であり、事業実施で学生を募る時は、興味関心のある大学かつ教授やゼミ等と顔の見える関係性、信頼関係を築きながら進める必要がある。学生は忙しく、大学では労力としてのボランティア活動を推奨していない。企画段階から一緒に考えていくような形で話を進める必要がある。私どもも常に各大学のボランティアセンター等に定期的に伺いながら信頼関係を築いている。
事務局	施設入所支援の利用調整に関する照会があり、八王子市の人数をリストアップして提出している。
委員	自立支援協議会では地域継続支援部会がある。施設入所を考えている方達がこれだけいるのであれば、施設以外の選択肢がないのか、部会として取り組むこともひとつのテーマかと感じた。
委員	事前質問の第5章質問2及び3の重度訪問介護について、知的と精神の方が圧倒的に時間と人数が少ない。潜在的なニーズがないのか、ニーズはあるが何らかの事情がある結果なのか。後者だとすれば、それを解消するための具体策や考えを持っているのか。
事務局	知的に関しては強度行動障害の方を中心に、見守りも含め需要は上がってきている。令和6年度も強度行動障害がある方への重度訪問介護の支給決定を行った。今後、地域の方で生活していくことを踏まえると、この需要はますます増えてくると認識している。
委員	精神に関しては重度訪問介護を出さない自治体もある中で、八王子市では柔軟に対応している。精神障害があり身体に影響が出て動けない方について、重度訪問介護の利用を進めている。今後も個々の状況に応じ支給決定していきたい。
委員	重度訪問介護が広がらないのは、当事者に情報が伝わっていない、自治体によって提供事業所が少ないといったこと。その点を市として積極的に後押ししていくような施策が必要だと思うので、ご検討いただきたい。
委員	グループホームも在宅ということで、重度訪問介護を支給している自治体があるので、八王子市でも検討いただきたい。
事務局	グループホームと重度訪問介護の併用支給決定した例はある。個別に相談

委員	いただければと思う。 先程人材不足の話があった。重度訪問介護のロング、長い時間見ていただけるの方がヘルパーを見つけやすい現状がある。逆に、居宅介護のヘルパーが見つからないとよく聞く。 事前質問の第4章質問12のバリアフリー化の促進について。eラーニングとオンライン講座の導入について、指導している立場として意見がある。音声会話を使ったeラーニングとオンライン講座は効果があると思うが、手話の場合は効果がないと感じている。手話を画面で見ると2次元になるため、前後の動きや奥行き等が分かりにくい。そのため、オンライン学習者とコミュニケーションが通じ合わないことがある。
事務局	先程、手話講習会について会場の都合や講師の指導方法により決めていると回答した。手話は対面でないと立体感が分からない、表情等を含め相手に伝えるものであり、画面越しでは伝わりにくいといった意見もある。eラーニングとオンライン講座の導入について、総合的な視点で検討していきたい。
委員	項目から外れるが、高尾方面エリアでバスの自動運転が試験的に開始されたと聞いた。障害者への配慮はどうなっているのか。
事務局	自動運転が開始されたと聞いているが、障害者への対応が具体的ではない状況。市としても、今の地域交通体系をどう考えていくのか。リフトバスの対応についての観点も踏まえながら、今後どのように対応していけばいいのかを検討しながら進めていきたい。

(3) その他

①全体会におけるマイクの使用について

- ・以前から、声が小さく聞き取れないという意見をいただいていたため、今回からマイクを使用しての運営に切り替えた。
- ・マイクの使用について事前周知がなく、一部の障害当事者委員に対し配慮のない状況となってしまったが、今後はこの体制で行っていく。

②日常生活用具屋内移動設備の改正について

【事務局より説明】

- ・屋内移動設備は東京都独自の種目である。
- ・東京都が屋内移動設備の対象年齢を見直し、年齢制限が撤廃された。
- ・八王子市でも8月1日から改正し、年齢制限を撤廃した。
- ・屋内移動設備は多く出る種目ではないこと、学齢期以上を対象にしたものであったため、それ以下の年齢を含めても相談はあまりないことから、年齢制限を撤廃する影響は少数であると考えられる。
- ・ホームページ等で周知を行う。

③身体障害者手帳の変更点について

【事務局より説明】

- ・顔写真が白黒からカラーに変更（東京都では令和 6 年度から）。
- ・カード表面にラミネート加工を施すことで、耐久性・安全性が向上する。
- ・内容変更なし。従来の手帳も使用可能。
- ・変更希望者は再申請が必要。受付開始は 8 月下旬を予定している

④みまもりあいプロジェクトについて

【事務局より説明】

- ・昨年 7 月、市内で障害者の行方不明事案が発生し、市民の協力を得て対応したが、残念な結果となった。
- ・情報提供の遅れや個人情報の扱いに課題があると認識している。課題解決の一環として「みまもりあいアプリ」を紹介するものである。
- ・アプリは家族が行方不明者の情報を協力者に直接配信でき、搜索支援を依頼でき、ダウンロード・利用は無料である。
- ・利用が増えることで、地域の見守り体制が強化され、早期発見や家族の安心につながる。
- ・高齢者福祉課を中心に啓発しているが、障害者にも有効であり、今後積極的に広めていく方針である。

⑤次回全体会について

【事務局より説明】

- ・12 月 11 日（木曜）午後 2 時から本庁舎 801・802 会議室での開催を予定。

以上